

令和5年度鳥取県手話施策推進協議会[第2回] 次第

日時：令和5年11月21日（火）

午後1時30分～午後3時30分

場所：鳥取県庁議会棟3階「特別会議室」

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

鳥取県手話施策推進計画の次期計画（案）の審議等 ··· 資料1～3

4 その他

5 閉 会

鳥取県手話施策推進協議会 委員等名簿

令和5年11月17日現在

区分	所 属 等	職名	氏 名	備 考
当事者団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	理事	戸羽 伸一	
	鳥取県東部聴覚障がい者センター	相談員	下堂菌 里美	
	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」	主任	須崎 まり子	
関係者団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部	運営委員	野川 ひとみ	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	事務局長	田中 優子	欠席
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	事務局次長 兼総務部長	今岡 誠一	
事 業 者	グッドヒル株式会社仕上物流センター	センター長	河村 雅仁	
教 育	鳥取県立鳥取聾学校	校長	秋田 易子	
	鳥取県立岩美高等学校校	校長	辻中 孝彦	欠席

委員任期：令和5年6月23日から令和8年6月22日まで

オブザーバー	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課	課長	米田 克宏	欠席
	鳥取労働局職業安定部職業対策課	課長	—	
	NHK鳥取放送局企画編成部	副部長	寺師 航	
	鳥取県病院局	局長	竹内 和久	欠席
	鳥取県警察本部人材育成課	課長	賀須井 司	
	日本財团公益事業部国内事業審査チーム	チームリーダー	菊地 佐知子	欠席

※鳥取労働局職業対策課長席は令和5年度末まで空席。

事 务 局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	課長	中野 淳太郎	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	室長	前田 信彦	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	課長補佐	岸 泰子	
	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 社会参加推進室	主事	藤谷 麟歌	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	課長	小谷 智子	
	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課	指導主事	難波 陽子	

鳥取県手話施策推進計画改定案の修正等について

計画素案（概要） ※第1回会議での提示内容	御意見等	対応方針等
<p>6 手話言語施策推進方針</p> <p>(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進</p> <p>ア 地域、職場等における手話言語の普及 (中略) また、多くの人が手話言語に関心を持ち、身边に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。 さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。 手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。 また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。</p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成、聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業等</p> <p>【予定施策】民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨、きこえない・きこえにくいことへの理解啓発を促進する若年層向け体験型イベントの実施、「今日からできる手話講座」刷新事業</p>	<p>○テレビドラマの影響もあり、若者の手話学習者は増えていることから、若者を活用できる交流の場をどんどん作っていただきたい。【野川委員】</p>	<p>○手話を学ぶ若者の交流・活用の場（手話ボランティア等）について、実施施策に明記します。 ⇒ 【実施施策】ととり手話フェス（手話パフォーマンス甲子園含む。）の開催</p>
<p>6(1)</p> <p>イ 教育における手話言語の普及 (中略)</p> <p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定、<u>児童用手話検定（手話チャレ）の実施</u>、手話のWA動画の活用等</p>	<p>○本県独自の児童用手話検定（手話チャレ）は、とてもよい取組なので、「鳥取県版」という文言を付け加えた方がよりアピールできると思います。【野川委員】</p>	<p>○「鳥取県版」の文言を付け加えます。</p>
<p>6(1)</p> <p>ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信 ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。 また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。 また、<u>パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。</u></p> <p>【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金、行政による情報発信における手話言語動画の活用等</p>	<p>○パブリックコメントの文字情報に手話をつけるというのは難しいことですか。【田中委員】</p> <p>○情報発信・パブリックコメントに関して、インターネットと手話言語での情報というものは必要と考えます。情報発信又はパブリックコメントに対しても、手話言語での意見が述べられるようお願いしたい。【戸羽会長】</p>	<p>○パブリックコメントの意見募集をする際には、概要を説明するような手話言語動画を付けることとし、手話言語による意見も受け付けます。 (計画素案（概要）のとおり)</p>
<p>6 手話言語施策推進方針</p> <p>(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</p> <p>イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、<u>ろう者等が自立的に「きこえ」に関する課題解決を目指す相談支援事業を推進します。</u></p> <p>【実施施策】聴覚障がい者相談員、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』</p>	<p>○「ろう者等が自立的に「きこえ」に関する」という、個人的に、「きこえ」に関するというのは医学モデル表記と思うので、表記を変えられたほうがよいです。【下堂薦委員】</p>	<p>○以下のとおり、「きこえ」の文言を使わない表現に修正します。 ⇒ ……<u>ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことによって課題解決を目指す相談支援事業を推進します。</u></p>

計画素案（概要） ※第1回会議での提示内容	御意見等	対応方針等
<p>6(2) ウ <u>ろう者ときこえる人の交流ができる機会の充実</u></p> <p>きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、<u>ろう者同士又はろう者ときこえる人との交流機会を創出します。</u></p> <p>【実施施策】鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金</p> <p>【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進</p>	<p>○「ろう者ときこえる人の交流機会」では、「きこえにくい方」について読めません。〔野川委員〕</p> <p>○「高齢ろう者」、「福祉施設等に入所中のろう者」に対する取組についても、新しい計画の中に文言を残していただきたいです。〔野川委員〕</p>	<p>○「きこえにくい人」についても読めるよう修正します。</p> <p>○「高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者に対する手話コミュニケーション環境づくりの検討」を追加し、手話サークル、学生の手話ボランティアとの交流などを検討したいと考えます。</p>
<p>7 数値目標 (現行計画の目標項目)</p> <p>・登録手話通訳者数 (略)</p>	<p>○登録手話通訳者数の令和5年度の目標65名は昨年度で既に目標達成されていますが、手話通訳者の研修等では、手話通訳者が足らないとの説明があります。現状と数値目標が乖離している気がいたしました。〔野川委員〕</p>	<p>○数値目標を別添資料のとおり検討中。</p>

鳥取県手話施策推進計画改正（案）

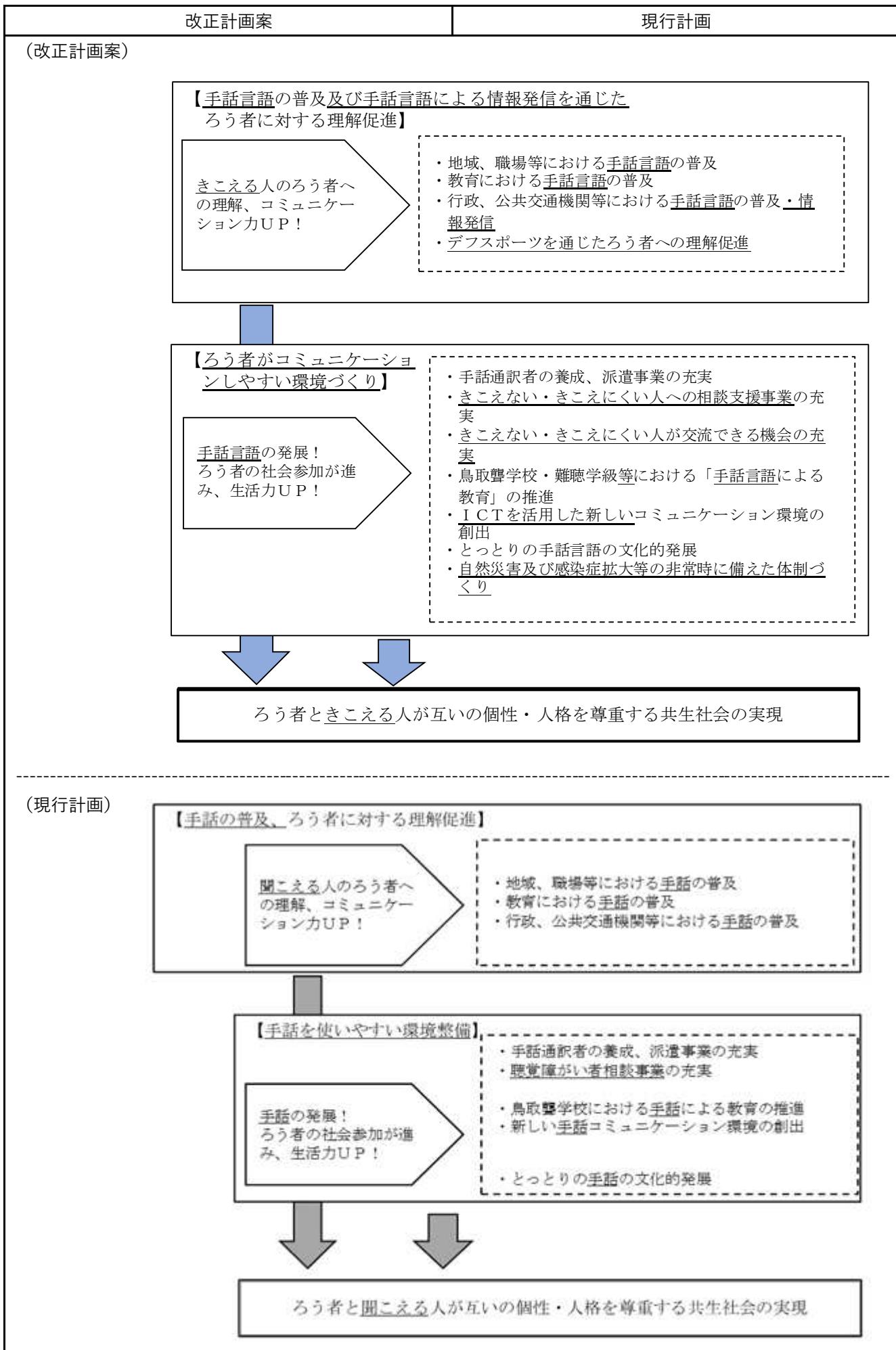
1 計画改正の主なポイント

- 手話は言語であることを改めて認識し、現行計画の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に修正。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立（R4）など現行計画策定以降の国内及び県内の動向を反映。
- パブリックコメントの意見募集等における手話言語での対応など、行政手続き・サービスにおける手話言語への対応をさらに推進。
- 東京 2025 デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解を促進。
- きこえない・きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を充実。
- ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりの検討を明記。

2 計画の改正（新旧対照）

改正計画案	現行計画
<p>1 計画の位置付け、計画期間</p> <p>(1) 計画の位置付け</p> <p>この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「<u>手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策</u>」について定めるものです。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p><u>令和6年度から令和14年度まで</u> <u>なお、この計画期間に閑わらず、改正が必要と認められる場合には隨時見直しを行います。</u></p>	<p>1 計画の位置付け、計画期間</p> <p>(1) 計画の位置付け</p> <p>この計画は、鳥取県手話言語条例（以下条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「<u>手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策</u>」について定めるものです。</p> <p>(2) 計画期間</p> <p><u>平成27年度から平成35年度まで</u></p>
<p>2 計画の検討経過</p> <p>本計画は第2期の計画となります。第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考しながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。</p> <p><u>令和4年11月 手話施策推進協議会1...計画の改正の方向性を検討</u> <u>令和5年2月 手話施策推進協議会2...改正後の計画の概要案を検討</u> <u>8月 手話施策推進協議会3...改正後の計画の概要案を再検討</u> <u>11月 手話施策推進協議会4...改正後の計画案を検討</u> <u>令和5年12月～令和6年1月 計画案に関するパブリックコメントを実施</u> <u>令和6年2月 手話施策推進協議会5...改定計画最終案の決定</u> <u>令和6年3月 手話言語施策推進計画の改正</u></p>	<p>2 計画の検討経過</p> <p>本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考しながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。</p> <p><u>平成26年3月 手話施策推進協議会1...計画案の骨子を検討</u> <u>5月 手話施策推進協議会2 (手話に関するアンケート検討会)</u> <u>6月～8月 手話に関するアンケートを実施 (ろう者、手話関係者、一般県民)</u> <u>10月 手話施策推進協議会3...計画素案を検討</u> <u>12月 手話施策推進協議会4...計画案を検討</u> <u>平成27年1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施</u> <u>3月 手話施策推進協議会5...計画案を検討</u></p>

改正計画案	現行計画
<p>3 計画の理念</p> <p>手話が言語であるとの認識の下、<u>手話言語</u>の普及を通じて、ろう者と<u>きこえる人</u>が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。</p>	<p>3 計画の理念</p> <p>手話が言語であるとの認識の下、<u>手話</u>の普及を通じて、ろう者と<u>聞こえる人</u>が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。</p>
<p>4 施策の基本的な考え方</p> <p>施策の立案・推進にあたっては、<u>計画の理念</u>を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。</p> <p>(1) <u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進</u></p> <p><u>共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えること</u>が必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけではなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。</p> <p><u>また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ＩＣＴ全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることができることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていきます。</u></p> <p><u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と<u>きこえる人</u>が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、<u>学びあうためのものとして、大切にして推進します。</u></u></p> <p><u>さらに、東京 2025 デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。</u></p>	<p>4 施策の基本的な考え方</p> <p>施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。</p> <p>(1) <u>手話の普及、ろう者に対する理解促進</u></p> <p>人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ＩＣＴ全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。</p> <p><u>手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と<u>聞こえる人</u>が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、<u>学びあうことを大切にして推進します。</u></u></p>
<p>(2) <u>ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</u></p> <p>ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やＩＣＴの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与するものであることから、ろう者と<u>きこえる人</u>がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>(2) <u>手話を使いやすい環境整備</u></p> <p>ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と<u>聞こえる人</u>がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。</p>
<p>5 <u>計画推進のイメージ</u></p> <p>計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり<u>計画推進イメージ</u>を示します。</p>	<p>5 <u>施策推進イメージ</u></p> <p>計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり<u>施策推進イメージ</u>を示します。</p>



改正計画案	現行計画
<p>6 <u>手話言語施策推進方針</u></p> <p>次のとおり、<u>手話言語</u>施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。</p> <p>(1) <u>手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進</u></p> <p>ア 地域、職場等における<u>手話言語</u>の普及</p> <p>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と<u>聞こえる人</u>が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者と<u>聞こえる人</u>が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした<u>手話言語</u>の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。</p> <p>また、多くの人が<u>手話言語</u>に関心を持ち、身近に感じてもらうため、<u>手話パフォーマンス甲子園</u>をはじめとする<u>とつり手話フェス等</u>を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、<u>きこえない・きこえにくい人も</u><u>手話言語</u>が学べる場づくり、手話カフェ等の取組の広がりを通じて誰が<u>手話言語</u>に触れ、学べる環境づくりを進めます。</p> <p><u>また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。</u></p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、<u>とつり手話フェス</u>（<u>手話パフォーマンス甲子園</u>含む。）の開催、手話啓発イベントへの助成、<u>聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金</u>、<u>難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金</u>、<u>手話検定等受験料助成制度</u>、<u>鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業等</u></p> <p>【予定施策】民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨、<u>きこえない・きこえにくいことへの理解啓発を促進する若年層向け体験型イベントの実施</u>、「<u>今日からできる手話講座</u>」刷新事業</p> <p>イ 教育における<u>手話言語</u>の普及</p> <p>小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒が一緒に楽しみながら<u>手話言語</u>の普及を進めるとともに、<u>デジタル教材</u>を活用した学習にも取り組みます。</p> <p>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全学校で手</p>	<p>6 <u>手話施策推進方針</u></p> <p>次のとおり、<u>手話</u>施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。</p> <p>(1) <u>手話の普及、ろう者に対する理解促進</u></p> <p>ア 地域、職場等における<u>手話</u>の普及</p> <p>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と<u>聞こえる人</u>が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と<u>聞こえる人</u>が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした<u>手話</u>の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。</p> <p>また、多くの人が<u>手話</u>に関心を持ち、身近に感じてもらうため、<u>手話パフォーマンス甲子園等</u>を通じた普及啓発にも力を入れます。</p> <p>さらに、<u>難聴者・中途失聴者</u>も<u>手話</u>が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが<u>手話</u>に触れ、学べる環境づくりを進めます。</p> <p>【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、<u>手話パフォーマンス甲子園の開催</u>、手話啓発イベントへの助成等</p> <p>イ 教育における<u>手話</u>の普及</p> <p>小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒と一緒に楽しみながら<u>手話</u>の普及を進めます。</p> <p>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で<u>手話</u>を</p>

改正計画案	現行計画
<p>話言語を学ぶ取組が実施されることを目指します。</p> <p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進、<u>学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定、鳥取県版児童用手話検定（手話チャレ）・手話のWA動画の活用推進等</u></p>	<p>学ぶ機会をつくります。</p> <p>【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進等</p>
<p>ウ 行政、公共交通機関等における<u>手話言語の普及・情報発信</u> ろう者及び盲ろう者への理解、<u>手話言語の学習</u>を進め、<u>手話言語を中心とした意思疎通方法</u>により、必要なサービスの提供を行います。また、<u>手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に</u>進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。 <u>また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。</u></p> <p>【実施施策】行政職員向け手話言語講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等、<u>行政による情報発信における手話言語動画の活用等</u></p>	<p>ウ 行政、公共交通機関等における<u>手話の普及・情報発信</u> ろう者への理解、<u>手話学習</u>を進め、<u>手話を中心とした意思疎通方法</u>により、必要なサービスの提供を行います。また、<u>手話による情報発信</u>を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。</p> <p>【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等</p>
<p>エ デフスポーツを通じたろう者への理解促進 <u>東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。</u></p> <p>【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業</p>	
<p>(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり</p> <p>ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う<u>手話言語の多様化・専門化</u>に対応するため、現任研修及び<u>専門研修</u>等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</p>	<p>(2) <u>手話を使いやすい環境整備</u></p> <p>ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う<u>手話の多様化・専門化</u>に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</p>

改正計画案	現行計画
<p>また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。</p> <p><u>さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。</u></p> <p>【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、<u>手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等</u></p>	<p>また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。</p> <p><u>一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。</u></p> <p>【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等</p>
<p>イ <u>きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実</u> 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことによって課題解決を目指す<u>相談支援事業</u>を推進します。</p> <p>【実施施策】聴覚障がい者相談員、<u>きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』</u></p>	<p>イ <u>聴覚障がい者相談事業の充実</u> 手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す<u>相談事業</u>を推進します。</p> <p><u>また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人の交流機会創出も検討します。</u></p> <p>【実施施策】聴覚障がい者相談員 【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア</p>
<p>ウ <u>きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実</u> <u>きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。</u> <u>また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</u></p> <p>【実施施策】[再掲]鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金</p> <p>【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進</p>	
<p>工 鳥取聾学校・難聴学級等における「<u>手話言語</u>による教育」の推進 教職員の<u>手話言語の習得、手話言語技術向上等</u>を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。 また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村</p>	<p>ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「<u>手話</u>による教育」の推進 教職員の<u>手話技術向上等</u>を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。 また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支</p>

改正計画案	現行計画
<p>保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、<u>きこえない・きこえにくいこと</u>に対する理解の促進や<u>手話言語を習得する機会</u>を提供します。</p> <p>【実施施策】鳥取聾学校支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と<u>手話言語技術の向上</u>、<u>鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携</u>、<u>新生児聴覚検査体制整備事業</u>、<u>〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』等</u></p>	<p>援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、<u>聴覚障がい</u>に対する理解の促進や<u>手話の学習機会</u>を提供します。</p> <p>【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の<u>聴覚障がい</u>理解と<u>手話技術の向上</u>等</p>
<p>オ <u>I C Tを活用した新しいコミュニケーション環境の創出</u> I C Tは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。<u>遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化</u>等を通じて、ろう者とI C Tをつなぎ、新しい<u>手話言語コミュニケーション環境</u>の創出を目指します。</p> <p>また、<u>民間企業が進めているAIによる手話画像認識・翻訳技術の確立</u>に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。</p> <p>【実施施策】<u>遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けI C T学習会</u></p> <p>【予定施策】<u>A Iによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及</u></p>	<p>イ <u>新しい手話コミュニケーション環境の創出</u> I C Tは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。<u>遠隔手話通訳サービスの定着化</u>等を通じて、ろう者とI C Tをつなぎ、新しい<u>手話コミュニケーション環境</u>の創出を目指します。</p> <p>また、<u>地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等</u>に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</p> <p>【実施施策】<u>遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）</u></p> <p>【予定施策】<u>ろう者向けI C T学習会、[再掲]手話学者等による見守り手話ボランティア等</u></p>
<p>カ ろう者が働きやすい環境づくり <u>きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業</u>その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】<u>きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業</u></p> <p>【予定施策】<u>民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、きこえない・きこえにくいことをテーマとした民間企業・団体でのあいサポート運動研修</u></p>	<p>オ ろう者が働きやすい環境づくり <u>聴覚障がい者就労支援事業</u>その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</p> <p>【実施施策】<u>聴覚障がい者就労支援事業</u></p>
<p>キ とっとりの<u>手話言語</u>の文化的発展 地域における新しい<u>手話言語</u>の表現の創出、古い地域<u>手話言語</u>の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>	<p>カ とっとりの<u>手話</u>の文化的発展 地域における新しい<u>手話</u>表現の創出、古い地域<u>手話</u>の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</p> <p>【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</p>

改正計画案	現行計画
<p><u>【予定施策】「とつりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組</u></p> <p>ク <u>自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり</u> <u>ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるように、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。</u></p> <p><u>【実施施策】遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化、(再掲)電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備</u></p>	

改正計画案		現行計画																																																																																							
7 数値目標																																																																																									
今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。																																																																																									
(改正計画案)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R4</th> <th></th> <th>R14目標</th> <th></th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録手話通訳者数</td> <td>65人</td> <td>→</td> <td>102人</td> <td></td> <td>手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話通訳者養成研修事業</td></tr> <tr> <td>手話通訳者等設置事業人役</td> <td>4.33人役</td> <td>→</td> <td>4.50人役</td> <td></td> <td>過去の実績から推計</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣件数 (団体派遣)</td> <td>780件</td> <td>→</td> <td>1,400件/年</td> <td></td> <td>過去の実績から推計</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話通訳者派遣事業</td></tr> <tr> <td>手話講座等受講者数</td> <td>734人/件</td> <td>→</td> <td>2,700人/年</td> <td></td> <td>過去の実績から推計</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金</td></tr> <tr> <td>鳥取県職員人材開発研修センター主催の手話講座の受講率</td> <td></td> <td>→</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】行政職員向け手話講座の開催</td></tr> <tr> <td>学校における手話言語の取組の実施率</td> <td></td> <td>→</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定</td></tr> </tbody> </table>						区分	R4		R14目標		備考	登録手話通訳者数	65人	→	102人		手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計	【関連施策】手話通訳者養成研修事業						手話通訳者等設置事業人役	4.33人役	→	4.50人役		過去の実績から推計	手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780件	→	1,400件/年		過去の実績から推計	【関連施策】手話通訳者派遣事業						手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700人/年		過去の実績から推計	【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金						鳥取県職員人材開発研修センター主催の手話講座の受講率		→	100%			【関連施策】行政職員向け手話講座の開催						学校における手話言語の取組の実施率		→	100%			【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定																	
区分	R4		R14目標		備考																																																																																				
登録手話通訳者数	65人	→	102人		手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計																																																																																				
【関連施策】手話通訳者養成研修事業																																																																																									
手話通訳者等設置事業人役	4.33人役	→	4.50人役		過去の実績から推計																																																																																				
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780件	→	1,400件/年		過去の実績から推計																																																																																				
【関連施策】手話通訳者派遣事業																																																																																									
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700人/年		過去の実績から推計																																																																																				
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金																																																																																									
鳥取県職員人材開発研修センター主催の手話講座の受講率		→	100%																																																																																						
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催																																																																																									
学校における手話言語の取組の実施率		→	100%																																																																																						
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定																																																																																									
(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)																																																																																									
(参考2) 登録手話通訳者数のうち、(公社)鳥取県聴覚障害者協会職員 R4年度：15人																																																																																									
<hr/>																																																																																									
(現行計画)																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H24</th> <th></th> <th>H25</th> <th></th> <th>H35目標</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録手話通訳者数</td> <td>32人</td> <td></td> <td>35人</td> <td>→</td> <td>65人</td> <td>H24の2倍</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話通訳者養成研修事業</td><td></td></tr> <tr> <td>手話通訳者設置事業人役</td> <td>1.52人役</td> <td></td> <td>1.52人役</td> <td>→</td> <td>4.50人役</td> <td>H24の3倍</td> </tr> <tr> <td>手話通訳者派遣件数 (団体派遣)</td> <td>461件</td> <td></td> <td>693件</td> <td>→</td> <td>1,400件/年</td> <td>H24の3倍</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話通訳者派遣事業</td><td></td></tr> <tr> <td>手話講座等受講者数</td> <td></td> <td>1,242人/半年</td> <td>→</td> <td>2,500人/年</td> <td></td> <td>H25並み</td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金</td><td></td></tr> <tr> <td>手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>15%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】行政職員向け手話講座の開催</td><td></td></tr> <tr> <td>学校における手話の取組の実施率</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定</td><td></td></tr> </tbody> </table>						区分	H24		H25		H35目標	備考	登録手話通訳者数	32人		35人	→	65人	H24の2倍	【関連施策】手話通訳者養成研修事業							手話通訳者設置事業人役	1.52人役		1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍	手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	461件		693件	→	1,400件/年	H24の3倍	【関連施策】手話通訳者派遣事業							手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年		H25並み	【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金							手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%			【関連施策】行政職員向け手話講座の開催							学校における手話の取組の実施率			→	100%			【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定						
区分	H24		H25		H35目標	備考																																																																																			
登録手話通訳者数	32人		35人	→	65人	H24の2倍																																																																																			
【関連施策】手話通訳者養成研修事業																																																																																									
手話通訳者設置事業人役	1.52人役		1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍																																																																																			
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	461件		693件	→	1,400件/年	H24の3倍																																																																																			
【関連施策】手話通訳者派遣事業																																																																																									
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年		H25並み																																																																																			
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金																																																																																									
手話等で対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%																																																																																					
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催																																																																																									
学校における手話の取組の実施率			→	100%																																																																																					
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定																																																																																									
(参考1) 登録手話奉仕員数 72人 (平成26年度)																																																																																									
(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう(現：(公社)鳥取県聴覚障害者協会)職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人																																																																																									

鳥取県手話言語施策推進計画（案）

鳥 取 県

平成27年3月

（令和6年〇月改定）

目次

はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	・・・・・・・・・・・・	P 2
(1) 計画の位置付け		
(2) 計画期間		
2 計画の検討経過	・・・・・・・・・・・・	P 2
3 計画の理念	・・・・・・・・・・・・	P 2
4 施策の基本的な考え方	・・・・・・・・・・・・	P 2～3
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたろう者に対する理解促進		
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり		
5 計画推進のイメージ	・・・・・・・・・・・・	P 3
6 手話言語施策推進方針	・・・・・・・・・・・・	P 3～6
(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を 通じたろう者に対する理解促進		
ア 地域、職場等における手話言語の普及		
イ 教育における手話言語の普及		
ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信		
エ デフスポーツを通じたろう者への理解促進		
(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり		
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実		
イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実		
ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実		
エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進		
オ I C Tを活用した新しいコミュニケーション環境の創出		
カ ろう者が働きやすい環境づくり		
キ とつとりの手話言語の文化的発展		
ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり		
7 数値目標	・・・・・・・・・・・・	P 7
8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿	・・・・・・・・	P 8

はじめに

(未定)

令和6年○月

鳥取県知事 平井 伸治

- ・令和5年度第1回鳥取県手話施策推進協議会（8月31日開催）で提示した計画素案（概要）の赤字コメントの溶け込み版です。
- ・第1回協議会での意見及び当該協議会後の変更点等について、赤字で追加しています。

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 令和6年度から令和14年度まで

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には隨時見直しを行います。

2 計画の検討経過

本計画は第2期の計画となりますが、第1期の計画策定後、計画の進捗状況について毎年検証してきました。この度の計画改正に当たり、第1期の計画に係る検証結果やパブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約2年間、計5回にわたって議論を進めました。

令和4年11月 手話施策推進協議会1 … 計画の改正の方向性を検討
令和5年 2月 手話施策推進協議会2 … 改正後の計画の概要案を検討
8月 手話施策推進協議会3 … 改正後の計画の概要案を再検討
11月 手話施策推進協議会4 … 改正後の計画案を検討
令和5年12月～令和6年1月 改正計画案に関するパブリックコメントを実施
2月 手話施策推進協議会5 … 改定計画最終案の決定
3月 手話言語施策推進計画の改正

3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話言語の普及を通じて、ろう者と~~きこえる~~人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、計画の理念を踏まえつつ、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

共生社会の実現を目指すためにも、障がいの有無に関わらず誰でも等しく必要な情報を得られる環境を整えることが必要であり、手話言語は、ろう者にとって重要な意思疎通の手段であることから、国や地方自治体だけではなく、民間も一緒になって手話言語を普及していく取組を進めていくことが求められます。

また、人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話言語には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれており、手話言語を知り、理解を深めることが、ろう者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていき

ます。

手話言語の普及及び手話言語による情報発信は、手話言語の表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者とコミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうためのものとして、大切にして推進します。

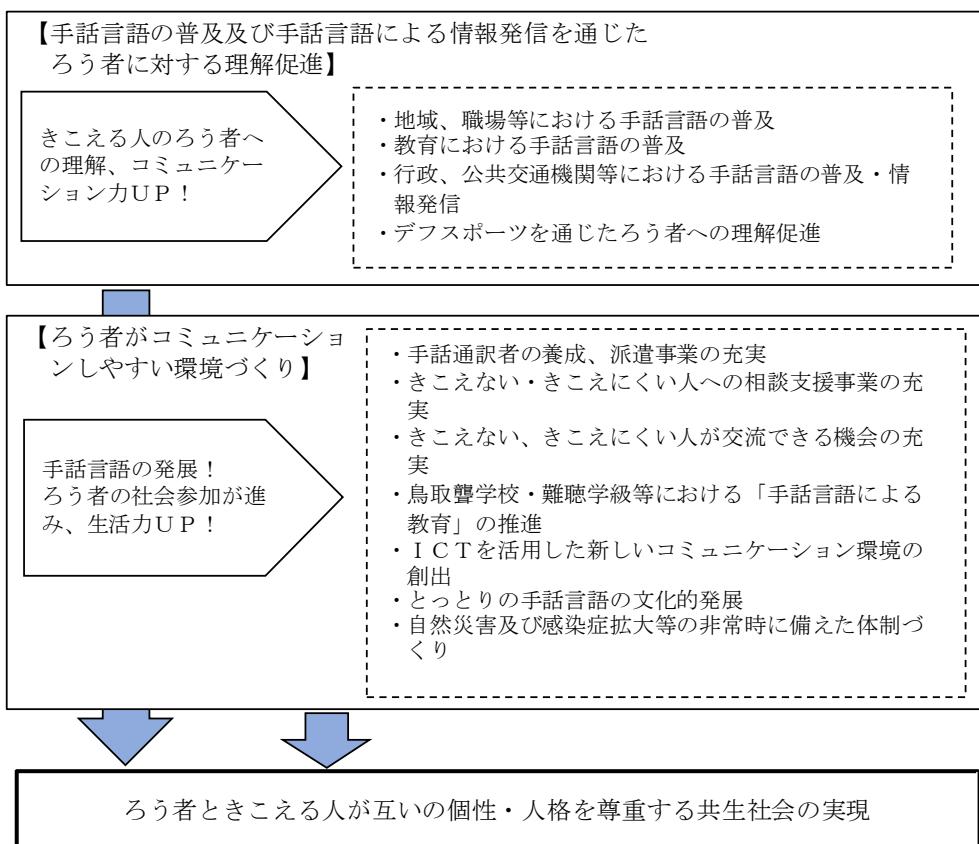
さらに、東京2025デフリンピック開催を機にデフスポーツを通して、ろう者への理解促進を図ります。

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成やICTの活用などに努めていくことは、ろう者にとっての社会的障壁の除去、ろう者に対する合理的配慮の提供に寄与することから、ろう者とコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

5 計画推進のイメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり計画推進イメージを示します。



6 手話言語施策推進方針

次のとおり、手話言語施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話言語の普及及び手話言語による情報発信を通じたろう者に対する理解促進

ア 地域、職場等における手話言語の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者ときこえる人が簡単な手話言語で日常会話ができ、ろう者ときこえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話言語の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。

また、多くの人が手話言語に关心を持ち、身近に感じてもらうため、**手話パフォーマンス甲子園をはじめるとっとり手話フェス**等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、きこえない・きこえにくい人も手話言語が学べる場づくりを進めます。

手話カフェ及びICTを活用した取組等の広がりを通じて、誰もが手話言語に触れ、学べる環境づくりを進めます。

また、民間企業における情報発信や各種イベントでの手話言語の活用等が進むよう普及啓発に取り組みます。

【実施施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、**とっとり手話フェス（手話パフォーマンス甲子園含む。）の開催**、手話啓発イベントへの助成、聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話検定等受験料助成制度、鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業**補助金**等

【予定施策】民間企業・団体等向けのあいサポート運動の研修での手話言語を使った情報発信の推奨、**きこえない・きこえにくいことへの理解啓発を促進する若年層向け体験型イベントの実施、「今日からできる手話講座」刷新事業**

イ 教育における手話言語の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒が一緒に楽しみながら手話言語の普及を進めるとともに、デジタル教材を活用した学習にも取り組みます。

手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話言語の取組を着実に進め、将来的には全校で手話言語を学ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進、学校における手話言語に関する情報を受発信する窓口役の決定、**鳥取県版児童用手話検定（手話チヤレ）**の実施、手話のWA動画の活用等

ウ 行政、公共交通機関等における手話言語の普及・情報発信

ろう者及び盲ろう者への理解、手話言語学習を進め、手話言語を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話が言語であることの周知啓発や、手話言語による情報発信を包括的に進めるとともに、行政窓口では、手話言語で対応可能な職員増を進めます。

また、パブリックコメントの意見募集における手話言語での対応や広報動画等における手話言語への対応など、行政手続・サービスにおける手話言語への対応も進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での話通訳者配置、

[再掲]手話学習会開催事業費等補助金、行政による情報発信における手話言語動画の活用等

エ デフスポーツを通じたろう者への理解促進

東京2025デフリンピックに向けた機運醸成を図るとともに、大会成功に向けた支援を行うなど、デフリンピック開催を機にデフスポーツへの関心を高め、ろう者への理解促進を図ります。

【実施施策】デフリンピック大会機運醸成事業

(2) ろう者がコミュニケーションしやすい環境づくり

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話言語の多様化・専門化に対応するため、現任研修及び専門研修等の更なる充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

さらに、手話通訳者の指導者の養成等を進めるとともに、手話通訳者等の健康管理を進めます。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置、手話通訳者指導者養成研修への派遣、手話通訳者等の頸肩腕障がい予防対策等

イ きこえない・きこえにくい人への相談支援事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、ろう者等が自己選択と自己決定ができるよう必要な支援を行うことによって課題解決を目指す相談支援事業を推進します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業『きき』

ウ きこえない・きこえにくい人が交流できる機会の充実

きこえない、きこえにくい人の居場所づくりとして、きこえない人、きこえにくい人、きこえる人が互いに交流できる機会を創出します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】[再掲]鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金、手話通訳者等派遣費補助金、難聴者等向けコミュニケーション学習開催事業費補助金、手話サークル等助成事業費補助金

【予定施策】スポーツ、文化活動等における手話ボランティアの交流推進

エ 鳥取聾学校・難聴学級等における「手話言語による教育」の推進

教職員の手話言語習得、手話言語技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくするとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、きこえない・きこえにくいことに対する理解の促進や手話言語を習得する機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話言語技術の向上、鳥取聾学校以外の県内教育機関との手話言語の普及に関する連携、**新生児聴覚検査体制整備事業**、〔再掲〕きこえない・きこえにくい子どもとのサポートセンター設置事業『きき』等

オ I C Tを活用した新しいコミュニケーション環境の創出

I C Tは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話サービス、電話リレーサービスの利用促進、定着化等を通じて、ろう者とI C Tをつなぎ、新しい手話言語コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、民間企業が進めているA Iによる手話画像認識・翻訳技術の確立に協力するとともに、確立後は、その技術の普及を進めます。

【実施施策】遠隔手話サービス、電話リレーサービスの地域登録の利用促進、ろう者向けI C T学習会

【予定施策】A Iによる手話画像認識・翻訳技術の確立への協力及び確立後の普及

カ ろう者が働きやすい環境づくり

きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業

【予定施策】民間企業等における電話リレーサービスの法人登録の利用促進、きこえない・きこえにくいことをテーマとした民間企業・団体でのあいサポート運動研修

キ とっとりの手話言語の文化的発展

地域における新しい手話言語表現の創出、古い地域手話言語の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話言語表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

【予定施策】「とっとりの手話言語」等を活用した手話言語文化の保存・伝承の取組

ク 自然災害及び感染症拡大等の非常時に備えた体制づくり

ろう者が情報を取得・利用し円滑な意思疎通を図ることができるよう、自然災害や感染症拡大時の非常時に備えた体制づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話サービスを利用した聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化、〔再掲〕電話リレーサービスの地域登録の利用促進、避難所におけるろう者対応の体制整備

7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	R4		R14目標	備考
登録手話通訳者数	65 人	→	102 人	手話通訳者派遣件数の伸び率等から推計
【関連施策】手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者等設置事業人役	4.33 人役	→	4.50 人役	過去の実績から推計
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	780 件	→	1,400 件/年	過去の実績から推計
【関連施策】手話通訳者派遣事業				
手話講座等受講者数	734人/件	→	2,700 人/年	過去の実績から推計
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金				
鳥取県職員人材開発研修センター主催の手話講座の受講率		→	100 %	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催				
学校における手話言語の取組の実施率		→	100 %	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定				

(参考1) 登録手話奉仕員数 115人(令和5年度)

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、(公社)鳥取県聴覚障害者協会職員 R4年度：15人

8 烏取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所 属 等	氏 名	備 考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会理事	戸羽 伸一	協議会長
	鳥取県東部聴覚障がい者センター相談員	下堂蘭 里美	
	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター「きき」主任	須崎 まり子	
関係者 団体	全国手話通訳問題研究会鳥取支部運営委員	野川 ひとみ	
	鳥取県手話サークル連絡協議会事務局長	田中 優子	
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会事務局次長兼 総務部長	今岡 誠一	
事業者	グッドヒル株式会社仕上物流センター長	河村 雅仁	
教育	鳥取県立鳥取聾学校長	秋田 易子	
	鳥取県立岩美高等学校校長	辻中 孝彦	

オブザー バー	鳥取市福祉部障がい福祉課長	田川 新一	
	米子市福祉保健部障がい者支援課長	米田 克宏	
	N H K 鳥取放送局企画編成部副部長	寺師 航	
	鳥取県病院局長	竹内 和久	
	鳥取県警察本部人材育成課長	賀須井 司	
	日本財団公益事業部国内事業審査チームリーダー	菊地 佐知子	